

市区町村名	神奈川県 横浜市	担当部署	横：こども青少年局保育対策課 川：こども未来局事業調整・待機児童対策担当
	神奈川県 川崎市	電話番号	横：(045) 671-3955 川：(044) 200-3630

1 取組事例名

横浜市と川崎市との「待機児童対策に関する連携協定」

2 取組期間

平成 26 年 10 月～（継続中）

3 取組概要

◎市境の垣根を越えた自治体間の広域連携により「子育てしやすいまち」を実現

人口減少社会においてサステナブルな社会を目指すには、労働力人口はもとより、人口を維持していくことが大切である。それには、女性が個々の能力を発揮して自己実現を図れるよう、安心して子どもを預けることができる環境の整備を図ることが不可欠であり、その対応施策の一つが保育所の待機児童対策である。

現在、国を挙げて女性の更なる社会進出をバックアップする取組を推進している中、基礎自治体である各市町村が責任を持ってこの取組を進めているところだが、各自治体が待機児童対策に取り組むことで、保育士の取り合い、都市間競争と言われるなど、新たな課題が出てきている。一方で、子どもの減少が予想される中、無駄な施設を整備しないという長期的視野の観点も重要である。

横浜市と川崎市は同じ大都市圏に位置し、保育ニーズの急増への対応など共通の課題を抱えながらも、両市ともに「保育所の待機児童解消」を目標としていることから、相互の待機児童対策の更なる促進に資することを目的に、平成 26 年 10 月 27 日に「待機児童対策に関する連携協定」を締結した。

この協定に基づく取組により、両市の市民においては、保育施設やサービスの利用に際して、市境という行政区域の「見えない壁」が取り払われ、子どもの預け先の選択肢が広がることとなり、生活圈や通勤圏を踏まえた保育サービスの利用が可能となった。また、市境の土地における保育所の共同整備や、お互いの認定保育施設を案内し共有しあうことなどで、必要最小限の保育所整備で対応できることとなった。

4 背景・目的

自治体の子育て支援策を進めるうえで、市境という行政区域の「見えない壁」が課題となることがある。保育所への入所に際しては、保護者は自らが居住する市内の施設を利用することが基本であり、各自治体では、市内居住者の保育のニーズ量を的確に見込み、通勤動線なども踏まえて保育所等の整備を進めている。

しかし、両市の市境周辺では、市内施設のみでは地域の保育ニーズに対応が追いつかず、また、保育所を増設しようにも整備に適した土地・建物を確保することが難しい地域が発生している。

市民の生活圈や通勤圏は、市境をまたいで切れ目なく往来するものであり、両市の施設を双方の市民が行政区域の垣根を越えて、より利用しやすくする仕組みを構築するなど、圏域全体を対象とした行政サービスの提供が課題となっていた。

そこで、市境における保育所の共同整備や、両市の既存保育施設を双方の市民がより利用しやすい仕組みを構築するなど、相互補完的に連携を図っていくことにより、効果的・効率的に待機児童対策を実施していきたいという思いから、川崎市側から働きかけを行い、本連携協定の締結に至った。

5 取組の具体的内容

◎協定の連携・協力事項

- (1) 市境における保育所等の共同整備
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所
- (3) 保育士の確保対策
- (4) 保育施策に関する研究及び情報共有
- (5) 国等への要請
- (6) その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

【主な取組の進捗状況】

(1)市境における保育所等の共同整備

両市の保育需要への対応を目的として、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える地域に、市有地や民有地等を有効に活用しながら、保育所等の共同整備を進めていくことにより、保育受入枠を安定的に確保していくことが可能となる。第1弾として川崎市側に平成28年4月に定員90名（川崎市枠60人、横浜市枠30人）の保育所を開設し、現在、第2弾として平成29年4月に横浜市側での施設開設に向けて準備を進めている。

（共同整備保育所の整備地）

市境にほど近い立地に整備することで2市の保育需要を相互に補完し合うことが可能。



(2)横浜保育室と川崎認定保育園の相互利用

平成27年4月から、横浜市在住児童が川崎認定保育園を利用する場合、横浜保育室を利用した場合と同等の軽減助成額を横浜市から受けることが可能となった。また、川崎市在住児童が横浜保育室を利用する場合にも、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助を川崎市から実施している。

この施設の相互利用の仕組みを始めたことにより、保護者にとっては、子どもの預け先の選択肢が増えて、より施設を利用しやすい環境が整えられることとなった。（利用人数の推移は下記表のとおり）

<相互利用の人数（実績）>

	H26.4	H27.4	H28.4
川崎認定保育園に入所する横浜市民	6人	11人	36人
横浜保育室に入所する川崎市民	30人	29人	48人
相互利用人数 合計	36人	40人	84人

(3) 保育士確保対策

保育士確保が喫緊の課題となっている中で、保育士養成校の卒業生や潜在保育士等を対象として、両市共同での就職説明会や面接会等を実施し、保育士の就労促進につなげている。平成 26 年 12 月にはミューザ川崎において両市合同で保育士養成校の学生向けの就職セミナーを開催した。

両市共同での就職説明会や面接会等を実施することにより、両市の魅力を生かした相乗効果のある取組となり、保育士の就労促進に繋げていくことができる。

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

近年の保育ニーズの高まりに対応するため、施設の整備を進めていかなければならないが、横浜市では川崎市に隣接する鶴見区内や港北区内に保育所整備に適した土地が枯渇している一方で、川崎市側に活用できる土地があっても、従来までは横浜市の待機児童対策として活用できなかった。

また、川崎市においても横浜市と隣接する幸区や中原区、宮前区などにおいて同様の問題を抱えていた。

こうした市境地域の保育ニーズに対応していくためには、自治体間で連携を図りながら、保育所の整備に向けた公有地や保育施設など、両市のリソースを補完し合いながら活用していくことが効果的である。

自治体の枠を超えたこうした取組はまさに先進的と言え、自治体の枠に縛られない、子育て支援、待機児童対策、放課後児童育成事業といった一貫した子育て支援分野において、例えば送迎サービス、学童クラブの利用など、新たなソーシャルビジネスなどを生み出す可能性があると考えられる。

7 取組の効果・費用

平成 26 年から開始して間もない取組であるが、本協定締結の効果としては主に次の 3 点が挙げられる。

①行政区域の境界を撤廃したことで、保護者にとって子どもの預け先の選択肢が広がり、好意的な声が寄せられている。また、両市の職員にとっても、市民感覚をより強く意識するきっかけになった。結果的に、自治体の使命である「市民サービスの向上」に繋がったといえる。

②日本の三大都市圏の中でも一番規模の大きい東京圏において、市町村単位での人口規模が一位の横浜市（約 373 万人）と 2 位の川崎市（約 148 万人）とが、保育所の待機児童解消という共通の課題に対して、自治体の垣根を越えて広域的な連携を果たした。この取組は、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会でも紹介されるなど注目を浴びていて、自治体間の新しい連携モデルになっている。

③既存施設の共用などにより中長期的にみて行政運営の効率化を図ることができること。まさに、「最小の経費で最大の効果」が得られ、効率的で持続性のある行政サービスの提供が可能となった。

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

連携を進める上での大きな障壁はないが、例えば両市で保育所の入所選考基準や児童の健康診断の取扱等が異なる（川崎市では入所前の受診が必要だが、横浜市にはその条件はない）など実務的な調整事項が生じており、都度、2 市間で協議を行っている。今後、新たな課題等が生まれた際には、横浜市と川崎市、及び子どもの預かり先となる保育施設とが連携・協働しながらその解決を図り、最終的には両市の市民が制度のメリットを享受できるよう取組を進めていく。

9 今後の予定・構想

首都圏では、今後、団塊の世代を中心に急速な高齢化の進行が見込まれる中、様々な行政需要に対して効果的・効率的な対策を講じていくことが必要不可欠となっている。

保育所の待機児童対策についても、近年、都市部で高まり続ける保育ニーズに対して、従来と同様に自治体単独での施設整備等を推進するだけでなく、自治体間で既存のリソースを共用し合うなど相互に補完し合うことで投資の最小化を図り、その結果として、持続性のある行政サービスの提供に資するものとなる。

今後、本協定による連携を成熟させていくとともに、自治体間の連携モデルとして確立し、さらに、防災

や市民利用施設など他分野への展開に繋げていく。

10 他団体へのアドバイス

保育所の待機児童対策は、国政でも重要なテーマとなっており、多くの自治体が抱える共通の課題である。本協定の取組内容は、前述のとおり、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、「市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担」を行う自治体間連携のモデル事例として取り上げられた。国内の他地域においても実現可能な仕組みであり、効率的・効果的な行政サービスを提供する一つの方策として有用なものであると考えられるため、こうした連携事例が全国的に広がることを期待したい。

11 取組について記載したホームページ

横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定締結について（川崎市ホームページ）

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000062494.html>

【参考資料】協定書

横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書

横浜市と川崎市は、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力を行うことにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、この協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 両者は、この協定の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）市境における保育所等の共同整備に関すること。
- （2）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。
- （3）保育士の確保対策に関すること。
- （4）保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- （5）国等への要請に関すること。
- （6）その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

（連携・協力の推進）

第2条 両者が行う連携及び協力は、前条各号の事項に応じて両者の所管部署において計画的に推進するものとする。

（協定の改廃）

第3条 この協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

横浜市長

林 文子

川崎市長

福田 紀彦